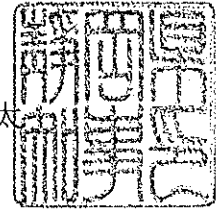


感新企第 214 号
福 指第 477 号
令和 4 年 2 月 9 日

各高齢者施設及び事業所の管理者 様
各障害者施設及び事業所の管理者 様

静岡県知事 川勝 平太



現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた協力の要請について

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 1 月上旬より、新型コロナ患者数がこれまでになく急激に増加しており、2 月 3 日時点で、全療養者数は 12,000 人を大幅に超え、県全体の病床利用率も 56.1% となっています。

加えて、冬期の通常医療の需要の高まりから、コロナ病床の更なる確保も限定的な状況となっており、新型コロナ患者の入院については、原則、中等症以上の方を対象とせざるを得ない状況となっております。

これまでも施設内の感染防止対策の実施、施設内でのクラスター発生時などにおける施設内療養、施設入所者や従事者へのワクチン接種などに御協力いただいているところですが、現下の感染状況を踏まえ、中等症以上の患者や基礎疾患・合併症の重い新型コロナ患者の治療のための入院病床を確保するため、下記の事項について、改めて御協力をお願いします。

記

1 施設内療養の継続

現下の感染状況・オミクロン株の特性等を踏まえ、高齢者施設等において陽性者が発生した場合で、当該陽性者が無症状又は軽症の場合には、原則として、当該施設での療養をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の症状悪化により、入所者が入院した場合も、症状が軽快するなど退院の環境が整った場合は、可能な限り施設への受入れをお願いします。

なお、県といたしましても、施設において陽性者が発生し、感染拡大が懸念される場合等においては、必要に応じ、FICT（ふじのくに感染症専門医協働チーム）及びDMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し、施設の感染拡大防止対策等につい

て専門的助言を行うとともに、CWAT（クラスター福祉施設支援チーム）を派遣し事業継続を支援するなど、施設での療養継続への支援を行います。

おって、別添写しのとおり、一般社団法人静岡県医師会会長あて、施設等の嘱託医・協力医等による施設での療養が継続できるよう必要な加療等の実施について、協力要請を行っている旨申し添えます。

2 ワクチン接種

市町が実施する施設入所者のワクチン接種に引き続き御協力をお願いします。

(参考)

高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策（令和3年5月21日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r1/documents/corona-vol981.pdf>

病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について（令和3年1月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r1/documents/coronavol919.pdf>

担当 新型コロナ対策企画課
福祉指導課

電話 054-221-2459（新型コロナ対策企画課）
054-221-2960（福祉指導課）